

三木市の令和6年度～令和8年度介護保険料（年額）

☆ 介護保険料は市町村によって異なります（三木市は兵庫県内最低水準です）。

☆ 令和6年度から所得段階、基準額、調整率が変わります。

☆ 介護保険料の年額や月々の納付額は、毎年7月にお知らせします。

所得段階	対象者	調整率	年 額
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.285	18,126円
	住民税非課税世帯の老齢福祉年金(※1)受給者		
	80.9万円(★)以下		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額(※2)と合計所得額(※3)の合計が	基準額 ×0.485	30,846円
第3段階		基準額 ×0.685	43,566円
第4段階		基準額 ×0.9	57,240円
第5段階	住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額(※2)と合計所得金額(※3)の合計が	基準額	63,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(※3)が	基準額 ×1.2	76,320円
第7段階		基準額 ×1.3	82,680円
第8段階		基準額 ×1.5	95,400円
第9段階		基準額 ×1.7	108,120円
第10段階		基準額 ×1.9	120,840円
第11段階		基準額 ×2.1	133,560円
第12段階		基準額 ×2.3	146,280円
第13段階		基準額 ×2.4	152,640円

(※1)老齢福祉年金について

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

(※2)課税年金収入額について

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

(※3)合計所得金額について

[共通]

土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

[第1段階～第5段階]

- ・「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。
- ・合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

[第6段階～第13段階]

国の経過措置終了に伴い、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合に10万円を控除した金額を用いる取扱いは、令和5年度で終了しました。

(★)令和6年度は「80万円」となります。